

**一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会**  
**第 2 回理事会 議事録**

**1-1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容**

第 1 号議案 評議員会の開催について

第 2 号議案 一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会職員の給与に  
関する規程の一部改正について

**1-2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事**

会長 筒井 義信

**1-3 理事会の決議があったものとみなされた日**

令和 8 年 2 月 18 日

**2-1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容**

報告事項 1 特別顧問の選任について

**2-2 理事会への報告を要しないものとされた日**

令和 8 年 1 月 28 日

**3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名**

会長 筒井 義信

令和 8 年 1 月 28 日、会長筒井義信が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議事項について、第 2 回理事会議案書の内容にかかる提案書を発し、当該提案につき、令和 8 年 2 月 18 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び定款第 37 条第 1 項の規定に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、同日、同法 197 条において準用する第 98 条第 1 項の規定に基づき、理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項について理事会への報告を要しないものとされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項及び理事会への報告を要しないものとされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 8 年 2 月 19 日

一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会  
議事録作成者 会長 筒井 義信

